

【声明】

日本通運無期転換逃れ二事件についての最高裁不当決定に断固抗議する

2023年7月19日

日本通運の労働契約法18条脱法不当解雇撤回支援共闘会議
日本通運川崎支店無期雇用転換逃れ地位確認訴訟弁護団
全川崎地域労働組合
ユニオンネットお互いさま
日通東京無期転換逃れOさん事件弁護団

最高裁判所第一小法廷は、令和5年5月25日に日本通運無期転換逃れの川崎事件と東京事件の二訴訟に関して「不受理」とし、いわゆる「門前払い」の決定を通知してきました。

1. 川崎事件は、日本通運川崎支店において、1年契約更新の有期労働契約で直接雇用されていたIさんが、無期転換申込権が発生する通算契約期間5年のわずか1日前、2018年6月末日をもって、期間満了により雇止めされたものですが、Iさんは、同雇止めは無効であるとして訴えた横浜地裁川崎支部、東京高裁での不当判決を受けて、最高裁に上告していたものです。

東京事件は、Oさんは、2010年12月から派遣社員として日本通運の事業所の1つで働き始め、その1年半後の2012年6月から日本通運に直接雇用された『支店社員』（期間の定めのある社員）として働くようになりました。

ところが、日本通運は、2015年6月30日の契約更新の際、「2013年4月以降、最初に更新した契約の始期から通算して5年を超えては更新することはない」という契約更新の限度を示す文言を契約書に書き加えました。これが、2013年4月に労働契約法18条が新設され、無期転換ルールが導入されたことに対する同社の対応であったことは、同社も認めています。Oさんは勤務を始めて五年目、無期転換権の生ずる前日に雇止めされました。同事件も、東京地裁・東京高裁の不当判決を受けて、最高裁に上告していたものです。

2. 無期転換ルールは、我が国において増え続ける非正規雇用労働者を、会社が「雇用の調整弁」として差別し使い捨てることへの歯止めをかけ、労働者の雇用の安定を図ることを目的として立法されたものですが、本件の原告であるIさんとOさんは、いずれも会社が契約に忍ばせた「5年を超えて更新することはない」という、不更新条項によって雇止めされたものです。

3. 契約書に不更新条項が挿入されている場合、労働者は、署名を拒否して直ちに失職するか、署名して期間満了時に失職するか「悪魔の選択」を迫られるものです。地裁、高裁判決は、このような立場の弱い労働者の実態に目をつぶり、不更新条項によって無期転換権を死文化するものでした。

4. 上告を受けての最高裁判決は、大学の労働法研究者らが「新奇かつ珍妙な論理である」「下級審判断は雇用継続の期待権を矮小化している」などとする辛辣な意見を表明していたにもかかわらず、それら原告側の主張をなんら吟味することなく、門前払いをしたものであり、不更新条項を盾に無期転換権を葬り去ろうとする大企業の企みにお墨付きを与えたものです。

5. 支援共闘会議とユニオンネットお互いさまは、同じ無期転換逃れと闘っている首都圏非常勤講師組合や札幌地域労組などとも連帯し、闘いを拡げてきました。また、両事件の弁護団は、互いの事件の弁護方針を共同して討議し、連帯して法廷闘争を進めてきました。

労契法の不備を ただす闘いでは、二つの事件の原告と支援労組が共同して開催した院内集会において、国会議員、厚生省担当官に原告の苦しみ、労契法上の問題点を伝え、法制度の改善の必要性を訴えてきました。

両事件については、多くの署名を提出し、裁判所に国民の声を届けてきました。しかし、最高裁は、労働契約法を悪用した雇止めについて、何らの実質的な判断を示すことなく、同種の労働紛争の解決のための指針を示すことも回避して、門前払いとしたのです。私たちは、司法の責任を投げ捨てた最高裁に強く抗議します。

6. 私たちは、約5年間の闘いを主体的に闘い抜いた二人の原告とそのご家族の労苦にあらためて敬意を表します。また、署名をはじめ各種ご支援を頂いた各労組、各民主団体に感謝申し上げます。

私たちは、原告たちの怒り、悲しみを胸に刻み、更なる闘いに臨む決意です。とりわけ、労働契約法を、すべての非正規労働者の雇用安定に真に資するものに作り変えていくために、さらなる奮闘を誓います。

以上